

循環型林業に向けた原木生産促進事業実施要領

制 定：平成 24 年 3 月 30 日付け林第 1415 号
一部改正：平成 27 年 3 月 27 日付け林第 1292 号
一部改正：平成 28 年 9 月 28 日付け林第 685 号
一部改正：平成 30 年 3 月 15 日付け林第 1167 号
一部改正：令和 2 年 3 月 26 日付け林第 1285 号
一部改正：令和 3 年 3 月 23 日付け林第 1237 号
一部改正：令和 3 年 11 月 17 日付け林第 882 号
一部改正：令和 4 年 3 月 24 日付け林第 1444 号
一部改正：令和 5 年 3 月 30 日付け林第 1349 号
一部改正：令和 5 年 4 月 3 日付け林第 240 号
一部改正：令和 6 年 3 月 18 日付け林第 944 号

循環型林業に向けた原木生産促進事業の実施については、「循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 30 日付け林第 1413 号）」（以下「交付要綱」という。）のほか、この要領によるものとする。

第 1 趣旨

県内人工林の多くが利用期を迎えているにもかかわらず、森林所有者の多くが伐採を手控えている。このため、放置森林が増加し、伐って、使って、植えて、育てる森林の循環が崩れ、水源かん養や県土保全等の森林のもつ公益的機能の発揮に支障が生じることが懸念される。

そこで、森林所有者の主伐に要する経費の一部を支援することにより、利用期を迎えた森林の主伐を促進し、県産原木の供給力を高めるとともに、森林のもつ公益的機能の発揮を促す。

第 2 事業内容等

1 事業内容

森林所有者の主伐に要する経費の支援を隠岐流域林業活性化センター、斐伊川流域林業活性化センター、江の川下流流域林業活性化センター及び高津川流域林業活性化センター（以下「活性化センター」という。）が実施する。

2 事業の対象

活性化センターが実施する事業の補助金の対象となる者、対象となる森林及び高性能林業機械等は次のとおりとする。

(1) 補助金の対象者

森林経営を行うもの（森林所有者、森林所有者との契約に基づき伐採、植栽を行うもの（「林業事業体」という。))（以下「森林所有者等」という。）

ただし、林業事業体にあつては、原則として「島根林業魅力向上プログラム」（平成 30 年 3 月 7 日付け林第 1094 号制定）に登録されたものとする。

(2) 対象樹種等

スギ・ヒノキ・マツ及び人工林広葉樹とする。

(3) 対象事業地等

標準伐期齢以上の林分での主伐によるものとし、1 伐採地の面積は 0.1ha 以上とする。
なお、県有林、市町村有林は対象としない。

(4) 対象高性能林業機械等

対象年度に購入もしくはリースで新規に導入されたものとする。ただし、国庫・県単補助により導入した機械を除く。

(5) (4) の助成対象上限について

購入金額の 1/3 相当額を上限に 1 台あたりの助成対象最大材積は 3,150m³/年、最長 5 年間とする。

第3 事業実施

1 伐採更新計画、高性能林業機械等使用計画の作成等について

(1) 森林所有者等は、補助金交付申請の提出に先立ち伐採更新計画（別紙様式 1-1）、森林所有者等のうち伐採者は高性能林業機械使用計画（別紙様式 2-1、別紙様式 2-2）を作成し、活性化センターへ別紙様式 1 により提出する。

なお、伐採更新計画（別紙様式 1-1）の提出にあたっては、森林所有者等のうち、森林所有者及び伐採者、造林者が異なる場合はそのいずれか代表者が提出すること。

(2) 活性化センターは伐採更新計画の提出を受けた時は、その内容の適否について、隠岐支庁長又は各農林水産振興センター所長（地域事務所にあつては地域事務所長）（以下「農林水産振興センター所長等」という。）に意見聴取を行う。

(3) (2) により意見を求められた農林水産振興センター所長等は、別に定める判断基準により、その内容の適否について、活性化センターに意見を行う。

(4) 活性化センターは、(3) により適正と判断される場合にはこれを受理し計画受理番号を通知し、不適と判断される場合はその理由を付して別紙様式 7 により通知する。

2 補助金の申請

(1) 森林所有者等は、既に提出した伐採計画に則した伐採の終了後、速やかに活性化センターへ伐採実績及び更新計画（別紙様式 3-1）を作成し別紙様式 3 により補助金の交付申請を行う。また、森林所有者等のうち原木生産低コスト化対策事業を実施しようとする伐採者は、活性化センターへ高性能林業機械使用実績書（別紙様式 3-2）を作成し別紙様式 3 により補助金の交付申請を行う。

補助金交付申請書に添付する書類は以下のとおりとする。

原木生産促進事業

- ・ 伐採実績及び更新計画（別紙様式 3-1）
- ・ 竣工写真
- ・ 出荷伝票等（写）

原木生産低コスト化対策事業

- ・ 高性能林業機械使用実績書（別紙様式 3-2）
- ・ 作業状況写真
- ・ 高性能林業機械等の使用簿（写）
- ・ 高性能林業機械等を新規導入の場合；購入伝票やリース契約書（写）等

なお、伐採実績及び更新計画（別紙様式3-1）の提出にあたっては、森林所有者等のうち森林所有者及び伐採者、造林者が異なる場合は連名で提出すること。

3 実施確認

- (1) 活性化センターは交付申請のあったものについては、その写しを添付し、農林水産振興センター所長等を実施確認を依頼する。
- (2) 実施確認依頼を受けた農林水産振興センター所長等は別に定めるところにより実施確認を行い、その結果を活性化センターへ報告する。

4 補助金額の査定

補助金額は単位面積あたりの標準素材生産量に伐採面積を乗じ小数点以下を切捨てたものに補助単価を乗じて求める。

- (1) 単位面積あたりの標準素材生産量：別に定める。
- (2) 伐採面積：少数点以下第2位までとしそれ以下は切り捨てる。
- (3) 伐採素材生産量：(1) × (2)
- (4) 補助単価：伐採素材生産量に対して製材工場・木材市場出荷割合が19%以上 620円/m³
伐採素材生産量に対して製材工場・木材市場出荷割合が19%未満 310円/m³
高性能林業機械等を新規に導入し低コスト化生産をしている場合 380円/m³

5 補助金の交付決定及び額の確定

- (1) 活性化センターは補助金査定の結果に基づき、補助金の交付決定と額の確定を同時に行い、別紙様式4により申請者へ通知し、補助金を指定された口座へ振込む。
- (2) 活性化センターは、前項により交付が終了したときは、補助金交付一覧（別紙様式5）を整理のうえ、要綱第6に規定する実績報告提出の際の添付書類とする。
- (3) 活性化センターは交付決定及び額の確定通知の写し及び当該事業に係る伐採実績及び更新計画を農林水産振興センター所長等に提出する。

6 補助金交付にあたって付すべき条件等

活性化センターは事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 当該補助事業施行地に係る更新計画に基づき、更新が行われない場合、若しくは天然更新が完了していないと判断される場合は、植栽もしくは更新補助作業の実施について県から指導し、それに従わない場合は交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 補助事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業施行地の森林以外の用途転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等を設定させた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合も含む）する場合、あらかじめ活性化センターを通じ県にその旨届けるとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ただし、天災等不可抗力によるもの、公共・公用に要する場合として知事が認めた場合を除く。

第4 活性化センターの交付事務

- (1) 活性化センターは第3の事業実施に必要な事務費を補助対象とすることができる。
- (2) 補助対象とする経費は、賃金、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃貸料とする。

第5 事業実施後の管理

1 管理台帳の整備

- (1) 農林水産振興センター所長等は 第3の5の(3)に基づき、活性化センターから交付決定、額の確定通知の写し、当該事業に係る伐採実績及び更新計画並びに高性能林業機械等使用実績を受領した時は、その実績について原木生産促進事業施行地管理台帳(別紙様式6)「以下「管理台帳」という。」に整理することとする。
- (2) 農林水産振興センター所長等は、管理台帳を常備し、造林補助事業等による植栽、更新作業と更新計画との整合確認や、天然更新状況を確認し、更新が完了したものについては、管理台帳に反映し、更新状況を管理する。

2 更新作業の指導

農林水産振興センター所長等は、更新計画に照らして計画期間内に計画された更新作業が実施されない場合、若しくは、島根県地域森林計画に定める「天然更新完了基準」に照らして、天然更新が完了していないと判断されるときは、当該事業主体に対し、更新作業の実施を指導するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する

伐採更新計画の適否判断基準

- 伐採計画： 森林法において制限等がある場合はそれらに適合していること。
森林法において必要な手続き等がある場合はそれらが行われていること
若しくは確実に行われること。
- 更新計画： 天然更新については、以下の基準に照らし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に該当しないこと。
また、スギ・ヒノキの伐採地（人工林整理伐は除く）について次のとおりとする。
3ha未満の伐採：天然更新は1haまでを上限とし、それを超えるものについては植栽を計画すること。
3ha以上の伐採：天然更新は伐採面積の概ね3割を上限とし、それを超えるものについては植栽を計画すること。
前述にかかわらず、法令等により植栽等の指定がある場合はそれに従うこと。

[植栽によらなければ適確な更新が困難な森林]

1. 現況が針葉樹人工林である。
2. 母樹となる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
3. 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
4. 林床に更新樹種が存在しない。
 - ・シカ等による食害が激しい森林
 - ・ササが一面に被覆している森林

別記 2

(m³/ha)

対象樹種	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹人工林
50 年生以下	420	297	279	103
51～60 年生	517	372	348	
61～70 年生	615	452	420	
71～80 年生	708	531	521	
81～90 年生	794	610		
91 年生	825	647		

別記 3

実施確認方法

現地確認を実施する箇所は以下のとおりとする。

- 一団地（隣接する施行地）が 1.5ha 以上の場合：全箇所
- 一団地（隣接する施行地）が 1.5ha 未満の場合：当該施行地のうち無作為に抽出するその 1/10 以上に相当する数の箇所

別記 4

高性能林業機械等の対象可否

○使用計画：当年度、購入もしくはリースで導入する高性能林業機械等であること。

国庫・県単補助により導入した高性能林業機械等でないこと。

○高性能林業機械の種類：対象機種の範囲

- ・タワーヤーダ
- ・スイングヤーダ
- ・ハーベスタ
- ・フェラーバンチャ
- ・プロセッサ
- ・フォワーダ
- ・グラップル
- ・グラップルソー
- ・その他